

令和7年4月から



新たに「育児時短勤務手当金」 の支給が始まりました！

令和7年4月1日から仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短勤務」といいます。）した場合に、育児時短勤務前と比較して給料が低下するなどの要件を満たすときに「育児時短勤務手当金」が支給されるようになりました。

1 支給要件

組合員が**2歳に満たない子**を養育するために勤務時間を短縮する次のいずれかの勤務をした場合には、支給対象月につき育児短時間勤務手当金を支給します。

- ① 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する**育児短時間勤務**
- ② 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する**部分休業**
- ③ 雇用保険法第61条の12第1項に規定する**育児時短就業**

※組合員が労働基準法第67条に規定する育児時間を請求して勤務を行っていない時間がある場合は、育児時間を利用した勤務を育児時短勤務として取り扱います。

2 支給対象月

組合員が**育児時短勤務を開始した日の属する月から、当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月**（その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業手当金または介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限ります。）をいいます。

よって、月途中から育児時短勤務を開始した場合及び2歳に達した月（**誕生日の前々日の月となります。**）が支給対象月となります。

3 支給金額

一支給対象月について、支給対象月に支払われた報酬の額に、次の①または②の区分に応じたそれぞれの率を乗じて得た額となります。

- ① 支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月の**標準報酬の月額**の**90%未満の場合**

$$\text{一支給対象月当たりの支給金額} = \text{報酬の額} \times 10 / 100$$

- ② 支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月の**標準報酬の月額**の**90%以上100%未満の場合**

当該標準報酬の月額に対する当該報酬の額の割合が90%を超える大きさの程度に応じ、10%から一定の割合を減じた額

※ 育児時短勤務を開始した日の属する月の標準報酬の月額が、**基準報酬月額相当額470,700円**（雇用保険法第17条第4項第2号八に定める額に相当する額に30を乗じて得た額。毎年8月1日改定あり。）を超えるときは、基準報酬月額相当額をもとに支給金額の計算が行われます。

※ 支給金額と支給対象月に支払われた報酬の額との合計が、**支給限度額459,000円**（雇用保険法第61条の12第2項に規定する額。毎年8月1日改定あり。）を超えるときは、支給限度額から支給対象月の報酬の額を減じて得た額が支給されます。

4 報酬の額

支給対象月に支払われた報酬とは、地方公務員等共済組合法第2条第1項第5号に規定する「報酬」（給料、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当などの諸手当）をいいます。

当該支給対象月を対象とした報酬が他の月に支払われた場合、当該支給対象月の報酬として算定しません。

なお、給与改定等に伴い報酬が遡及して上げられ、過去の支給対象月に係る差額分が支払われた場合、これら差額分は報酬に含めません。

5 支給の対象外となる方

次の①または②のいずれかに該当する場合は、育児時短勤務手当は支給されません。

- ① 支給対象月における報酬の月額が支給限度額459,000円（雇用保険法第61条の12第2項に規定する額。毎年8月1日改定あり。）以上であるとき
- ② 支給対象月における育児時短勤務手当金の支給金額が、最低限度額2,295円（雇用保険法第17条第4項第1号に掲げる額の80%に相当する額。毎年8月1日改定あり。）未満であるとき

※ 雇用保険法の規定による「育児時短就業給付金」、「高年齢雇用継続基本給付金」または「高年齢再就職給付金」の支給を受け取ることができる場合は、支給できません。

6 経過措置

令和7年4月1日より前に育児時短勤務を開始した組合員であって、令和7年4月1日時点で現に当該勤務をしているものについては、令和7年4月1日を「育児時短勤務を開始した日」とみなして要件を確認します。

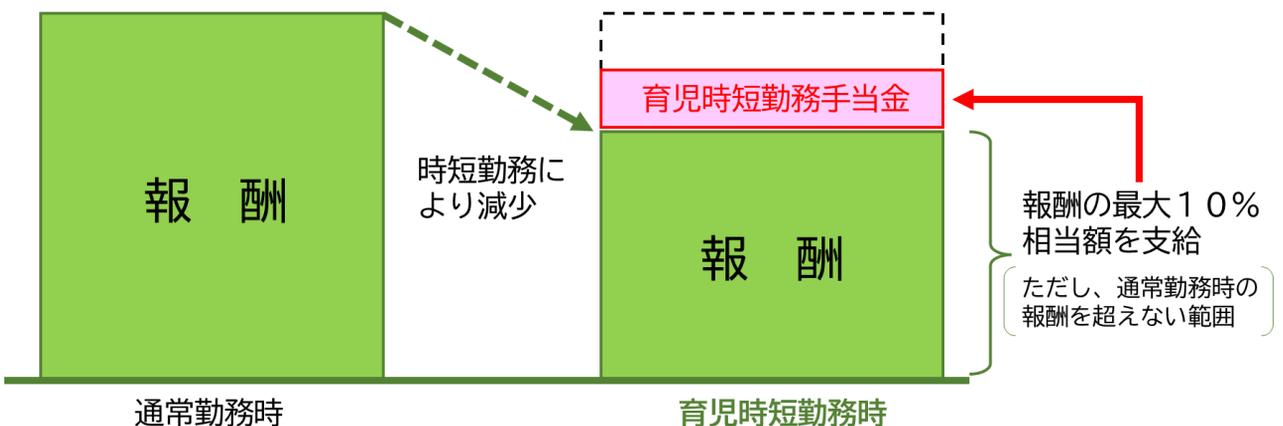
7 請求手続き

育児時短勤務手当金は、月を単位として支給されるものであることから、**一支給対象月が経過してから**所定の請求書と必要添付書類を所属所共済事務担当課（総務課・人事等）へ提出してください。

なお、時効は給付事由が生じた日の翌日から2年間となります。この間に請求しなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失いますので、ご注意ください。

※必要添付書類等は、共済組合ホームページ等でご確認ください。

8 支給のイメージ



9 支給金額の計算例

【計算方法】

1 育児短時間勤務開始日の属する月の標準報酬の月額が、**基準報酬月額相当額（上限額）470,700円**（令和7年4月時点。毎年8月1日に改定あり。）**を超えていないか確認**します。
超えている場合は、育児短時間勤務開始日の属する月の標準報酬の月額を基準報酬月額相当額に置き換えて計算をします。

2 支給対象月に支払われた報酬の額が、**育児短時間勤務開始日の属する月の標準報酬の月額の90%未満であるか確認**し、支給対象月における計算給付額を算出します。

【90%未満】

$$\text{計算給付額} = \text{支給対象月に支払われた報酬の額} \times 10 / 100$$

【90%以上100%未満】

$$\text{計算給付額} = \text{支給対象月に支払われた報酬の額} \times \text{逓減給付率} \quad (\text{円位未満切捨て})$$

3 支給対象月に支払われた報酬の額と 2 計算給付額の合計が、**支給限度額459,000円**（令和7年4月時点。毎年8月1日に改定あり。）**を超えていないか確認**し、支給対象月における育児時短勤務手当金の額を算出します。

【支給限度額を超えない場合】

$$\text{育児時短勤務手当金} = \text{計算給付額}$$

【支給限度額を超える場合】

$$\text{育児時短勤務手当金} = \text{支給限度額} - \text{支給対象月に支払われた報酬の額}$$

4 3 で算出した育児時短勤務手当金の額が、**最低限度額2,295円**（令和7年4月時点。毎年8月1日に改定あり。）**を超えているか確認**し、超えていない場合は育児時短勤務手当金は支給されません。

計算例 1 ①育児短時間勤務開始日の属する月の標準報酬の月額 **300,000円**

②支給対象月に支払われた報酬の額 **260,000円**

90%
未満

1 ②が①の90%未満であるか確認します。

$$\text{① } 300,000\text{円} \times 90 / 100 = 270,000\text{円}$$

$$\text{② } 260,000\text{円} < 270,000\text{円}$$

2 ②が①の**90%未満**であるため、10/100を乗じて**支給対象月の計算給付額**を算出します。

$$\text{② } 260,000\text{円} \times 10 / 100 = 26,000\text{円} \quad (\text{円位未満切捨て})$$

3 ②と 2 計算給付額の合計が、支給限度額459,000円を超えないか確認し、**支給対象月の育児時短勤務手当金の額**を算出します。

$$\text{② } 260,000\text{円} + 26,000\text{円} = 286,000\text{円} < 459,000\text{円}$$

支給限度額

$$\text{育児時短勤務手当金の額 } 26,000\text{円}$$

計算例2

①育児短時間勤務開始日の属する月の標準報酬の月額 300,000円

②支給対象月に支払われた報酬の額 280,000円

90%
以上



1 ②が①の90%未満であるか確認します。

$$\textcircled{1} \quad 300,000\text{円} \times 90/100 = 270,000\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 280,000\text{円} > 270,000\text{円}$$

2 ②が①の90%以上であるため、10/100から一定の割合で遡減するよう遡減給付率を算出します。

【遡減給付率の算出方法】

$$(\textcircled{1} \quad 300,000\text{円} - (\textcircled{2} \quad 280,000\text{円} + \textcircled{3} \quad 2,000\text{円})) / \textcircled{2} \quad 280,000\text{円}$$

$$= (300,000 - 282,000) / 280,000$$

$$= 18,000 / 280,000$$

$$= 0.064285\cdots \Rightarrow 6.428\%$$

$$\div 6.43\% \quad (\text{小数点第3位四捨五入して第2位まで算定})$$

遡減給付率に使用する数値

①育児短時間勤務開始日の属する月の標準報酬の月額 300,000円

②支給対象月に支払われた報酬の額 280,000円

$$\textcircled{3} = \textcircled{1} \quad 300,000\text{円} \times (1/100) \times ((\textcircled{1} \quad 300,000\text{円} - \textcircled{2} \quad 280,000\text{円})) / (\textcircled{1} \quad 300,000\text{円} \times (10/100))$$

$$= 3,000 \times (20,000 / 30,000)$$

$$= 2,000\text{円} \quad (\text{端数処理なし})$$

3 2で算出した遡減給付率を乗じて支給対象月の計算納付額を算出します。

$$\textcircled{2} \quad 280,000\text{円} \times 6.43\% = 18,004\text{円} \quad (\text{円位未満切捨て})$$

4 ②と3計算給付額の合計が、支給限度額459,000円を超えないか確認し、支給対象月の育児短時間勤務手当金の額を算出します。

$$\textcircled{2} \quad 280,000\text{円} + 18,004\text{円} = 298,004\text{円} < 459,000\text{円}$$

支給限度額

$$\text{育児時短勤務手当金の額} \quad 18,004\text{円}$$

計算例3

①育児短時間勤務開始日の属する月の標準報酬の月額 500,000円

②支給対象月に支払われた報酬の額 420,000円

上限額
限度額

1 ①が基準報酬月額相当額（上限額）470,700円を超えていないか確認します。

$$\textcircled{1} \quad 500,000\text{円} > 470,700\text{円}$$



2 ①が基準報酬月額相当額を超えているため、①の額を基準報酬月額相当額に置き換えて、90%未満であるか確認します。

$$\textcircled{1} \quad 470,700\text{円} \times 90/100 = 423,630\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 420,000\text{円} < 423,630\text{円}$$

3 ②が①の90%未満であるため、10/100を乗じて支給対象月の計算給付額を算出します。

$$\textcircled{2} \quad 420,000\text{円} \times 10/100 = 42,000\text{円} \quad (\text{円位未満切捨て})$$

4 ②と3で算出した額の合計が支給限度額459,000円を超えていないか確認します。

$$\textcircled{2} \quad 420,000\text{円} + 42,000\text{円} = 462,000\text{円}$$

$$462,000\text{円} > 459,000\text{円}$$

支給限度額

5 支給限度額を超えているため、支給限度額から②を減じて支給対象月の育児時短勤務手当金の額を算出します。

$$459,000\text{円} - \textcircled{2} \quad 420,000\text{円} = 39,000\text{円}$$

育児時短勤務手当金の額 39,000円

計算例4 ①育児短時間勤務開始日の属する月の標準報酬の月額 300,000円

②支給対象月に支払われた報酬の額 20,000円

支給
なし



1 ②が①の90%未満であるか確認します。

$$① \quad 300,000円 \times 90/100 = 270,000円$$

$$② \quad 20,000円 < 270,000円$$

2 ②が①の90%未満であるため、10/100を乗じて支給対象月の計算給付額を算出します。

$$② \quad 20,000円 \times 10/100 = 2,000円 \quad (\text{円位未満切捨て})$$

3 ②と2計算給付額の合計が、支給限度額459,000円を超えないか確認し、支給対象月の育児時短勤務手当金の額を算出します。

$$② \quad 20,000円 + 2,000円 = 22,000円 < 459,000円$$

支給限度額

育児時短勤務手当金の額 2,000円

4 3で算出した育児時短勤務手当金の額が、最低限度額2,295円を超えているか確認し、当該額を超えていない場合は育児時短勤務手当金は支給されません。

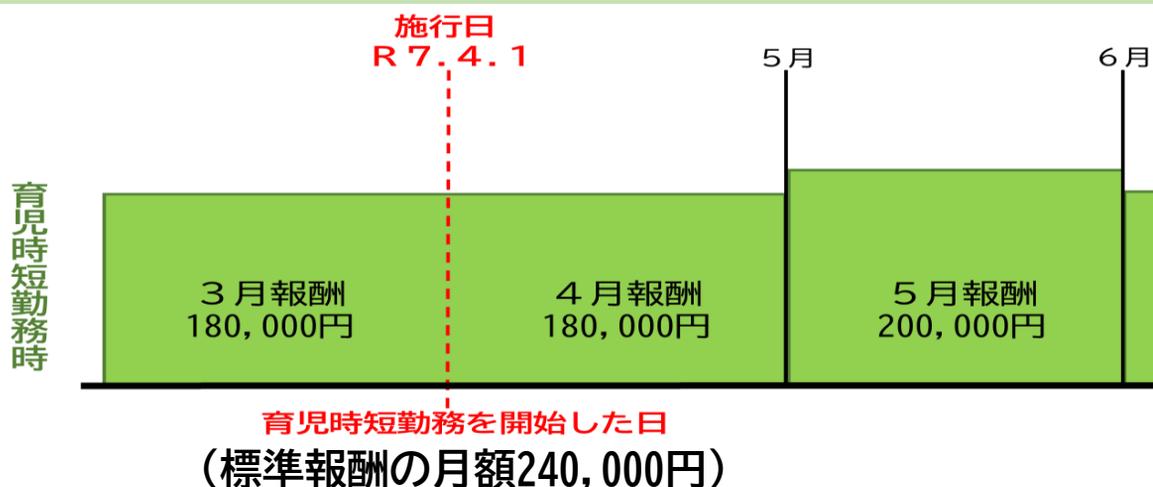
$$2,000円 < 2,295円$$

育児時短勤務手当金の額

最低限度額

支給対象月の育児時短勤務手当金は支給なし

10 事例



令和7年4月1日より前に育児時短勤務を開始した組合員であって、令和7年4月1日時点で現に当該勤務をしているものについては、令和7年4月1日を「育児時短勤務を開始した日」とみなして要件を確認します。

4月分

①育児短時間勤務開始日の属する月の標準報酬の月額 240,000円

②支給対象月に支払われた報酬の額 180,000円

1 ②が①の90%未満であるか確認します。

$$\textcircled{1} \quad 240,000\text{円} \times 90/100 = 216,000\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 180,000\text{円} < 216,000\text{円}$$

2 ②が①の90%未満であるため、10/100を乗じて支給対象月の計算給付額を算出します。

$$\textcircled{2} \quad 180,000\text{円} \times 10/100 = 18,000\text{円} \quad (\text{円位未満切捨て})$$

3 ②と2 計算給付額の合計が、支給限度額459,000円を超えないか確認し、支給対象月の育児時短勤務手当金の額を算出します。

$$\textcircled{2} \quad 180,000\text{円} + 18,000\text{円} = 198,000\text{円} < 459,000\text{円} \quad \text{支給限度額}$$

4月分育児時短勤務手当金の額 18,000円

5月分

①育児短時間勤務開始日の属する月の標準報酬の月額 240,000円

②支給対象月に支払われた報酬の額 200,000円

1 ②が①の90%未満であるか確認します。

$$\textcircled{1} \quad 240,000\text{円} \times 90/100 = 216,000\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 200,000\text{円} < 216,000\text{円}$$

2 ②が①の90%未満であるため、10/100を乗じて支給対象月の計算給付額を算出します。

$$\textcircled{2} \quad 200,000\text{円} \times 10/100 = 20,000\text{円} \quad (\text{円位未満切捨て})$$

3 ②と2 計算給付額の合計が、支給限度額459,000円を超えないか確認し、支給対象月の育児時短勤務手当金の額を算出します。

$$\textcircled{2} \quad 200,000\text{円} + 20,000\text{円} = 220,000\text{円} < 459,000\text{円} \quad \text{支給限度額}$$

5月分育児時短勤務手当金の額 20,000円